

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案新旧対照条文

一 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第三条関係）	．．．．．	1
二 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（附則第四条関係）	．．．．．	5

改 正 案		現 行		
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十條、第十三條、第十五條、第十七條、第十七條の三、第十九條、第二十二條、第二十四條、第二十四條関係）</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	課税標準	税率	
	<p>一、百十九（略）</p>			
	<p>百二十 鉄道事業の許可、索道事業の許可若しくは軌道事業の特許又は鉄道事業への変更の許可</p> <p>（注）都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第九条第一項（鉄道事業法の特例）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第 号）第三十二條第一項（鉄道事業法等の特例）の規定により第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる場合における都市鉄道等利便増進法第五條第四項（速達性向上計画）（同條第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による速達性向上計画の認定又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三十條第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該許</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十條、第十三條、第十五條、第十七條、第十七條の三、第十九條、第二十二條、第二十四條、第二十四條関係）</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	課税標準
<p>一、百十九（略）</p>	<p>百二十 鉄道事業の許可、索道事業の許可若しくは軌道事業の特許又は鉄道事業への変更の許可</p> <p>（注）都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第九条第一項（鉄道事業法の特例）の規定により第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第五條第四項（速達性向上計画）（同條第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による速達性向上計画の認定は当該許可とみなし、同法第十條第一項（軌道法の特例）の規定により軌道事業の特許を受けたものとみなされる場合における同法第五條第四項の規定による速達性向上計画の認定は当該特許とみなす。</p>			

<p>可とみなし、都市鉄道等利便増進法第十条第一項（軌道法の特例）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十条第一項若しくは第二項（軌道法の特例）若しくは第三十三条第一項（軌道法の特例）の規定により軌道事業の特許を受けたものとみなされる場合における都市鉄道等利便増進法第五条第四項の規定による速達性向上計画の認定又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第九条第三項（軌道運送高度化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による軌道運送高度化実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該特許とみなす。</p>	<p>(一) (四) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>百二十一～百二十四 (略)</p> <p>百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可</p> <p>(注) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条（道路運送法の特例）又は第三十四条第一項（道路運送法の特例）の規定により一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における同法第十四条第三項（道路運送高度化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による道路運送高度化実施計画の認定又は同法第三十条第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可と、同法第二十三条第一項（道路運送法の特例）又は第三十四条第二項の規定により事業計画の変更の認可を受けたものと</p>
---	------------------------	------------	---

<p>百二十一～百二十四 (略)</p>	<p>(一) (四) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可</p> <p>(注) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）第十一条第一項（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定は、当該許可とみなす。</p>
----------------------	------------------------	------------	---

<p>みなされる場合における同法第二十二條第三項（乗継円滑化実施計画の認定）（同條第七項において準用する場合を含む。）の規定による乗継円滑化実施計画の認定又は同法第三十條第七項において準用する同條第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の変更の認定は当該事業計画の変更の認可と、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）第十一條第一項（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四條第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定は当該許可とみなす。</p>	<p>(一) (五) (略) (略) (略)</p>	<p>百二十五の二～百三十二 (略)</p>	<p>百三十三 船舶運航事業の許可</p> <p>(注) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十条（海上運送法の特例）又は第三十五条第一項（海上運送法の特例）の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第十九條第三項（海上運送高度化実施計画の認定）（同條第六項において準用する場合を含む。）の規定による海上運送高度化実施計画の認定又は同法第三十條第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は、当該許可とみなす。</p>
--	----------------------------	------------------------	--

	<p>(一) (五) (略) (略) (略)</p>	<p>百二十五の二～百三十二 (略)</p>	<p>百三十三 船舶運航事業の許可</p>
--	----------------------------	------------------------	-----------------------

百三十四、百五十八 (略)	(一)	(略)	(略)
	(二)		

百三十四、百五十八 (略)	(一)	(略)	(略)
	(二)		

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務等）</p> <p>第十五条 運輸審議会は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）、<u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第 号）、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）、海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）、内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）、内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）、港湾法及び航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち</u>国土交通大臣の行う処分等に係るものを処理する。</p> <p>2）4（略）</p>	<p>（所掌事務等）</p> <p>第十五条 運輸審議会は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）、<u>道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）、海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）、内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）、内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）、港湾法及び航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち</u>国土交通大臣の行う処分等に係るものを処理する。</p> <p>2）4（略）</p>